

東海農政局
国有財産の一般競争入札案内書
(令和8年1月30日実施)

農林水産省 東海農政局
経営・事業支援部 農地政策推進課

期間入札の流れ

公 示 日

令和7年8月18日(月曜日)

入札参加申込書の提出

「入札参加申込書（添付資料を含む）」を**令和7年10月17日（金曜日）**までに（必着）提出してください。

入札参加資格審査の結果連絡と入札関係書類の送付

提出された書類により、入札参加資格審査を行い、参加資格の有・無を**令和7年12月19日（金曜日）**までに連絡いたします。

審査の結果、入札参加資格を有する者に対しては、対象物件に係る入札書等の関係書類を配布（郵送）いたしますので、以下の手続きにお進みください。

入札保証金の納付

入札の前に、入札金額の5%以上の金額を、事前に配布した「振込依頼書」により、最寄りの金融機関から指定の預金口座に振り込んでください。（複数物件をまとめて入札保証金を納付することはできませんので、各物件ごとの納付をお願いします。）

入札受付期間

令和8年1月8日（木曜日）8時30分から令和8年1月19日（月曜日）18時まで（必着）

【入札の手順】※①～③は、対象物件ごとに作成して下さい。）

- ①「入札書」（所定の入札書提出用封筒に入れ、封をする）
 - ②「入札保証金提出書」、「入札保証金振込証明書（金融機関の証明書を貼付したもの）」
 - ③「委任状」及び「委任者の印鑑証明書」（代理人による入札の場合）
- ・郵送の場合、必ず簡易書留郵便により提出してください。
 - ・持参の場合の受付場所

農林水産省 東海農政局 農地政策推進課（庁舎4階エレベーター前）
受付時間 8時30分～12時 13時～18時まで（土・日・祝日を除く）

開 札 日

令和8年1月30日（金曜日）10時開始（場所：東海農政局 地下1階 入札室）

入札参加者の出席は自由です。（入札者及びその代理人以外の方は入場できません。）

開札結果は、入札者全員に文書で通知します。（電話での結果照会に対しては、回答できません。）

※ 以下は落札者との手続となり、落札者は売買契約書を提出していただきます。

契 約

令和8年2月27日（金曜日）までに売買契約を締結していただきます。

売買代金の支払

契約締結をする際は、**売買代金の1割以上を契約保証金として納付**するとともに、**契約締結の日から20日以内に歳入徴収官の発行する納入告知書により残金をお支払い**していただきます。

所有権の移転

売買代金を全額納付した時に所有権が移転します。所有権移転登記の手続は国が行います。所有権移転登記に必要な登録免許税は落札者の負担となります。

目 次

○国有財産の一般競争入札案内書	1
○国有財産売払公示書	6
○入札要領	9
○暴力団排除に関する誓約事項	1 2
○物件調書	1 5
○国有財産売払一般競争入札参加申込書	3 6
○農地法第 3 条の許可要件に係る確認資料	3 7
○委任状	4 7
○国有財産売買契約書（案）	4 8

国有財産の一般競争入札案内書

下記国有財産を一般競争入札により、耕作又は養畜の事業に供する売払いを行います。

1 入札物件

物件番号	所在	種目	数量 (㎡)	備 考
1 (物件調 書 P15～ P17)	岐阜市大字木田字内森元 1863 番 岐阜市大字木田字内森元 1868 番 1 岐阜市大字木田字内森元 1870 番 計 3 筆	畑 畑 畑	409 452 476	市街化調整区域、農 業振興地域(農用地 区域外)
2 (物件調 書 P18～ P20)	多治見市大針町字屋作 235 番 多治見市大針町字屋作 236 番 多治見市大針町字屋作 237 番 計 3 筆	田 田 田	996 968 408	市街化調整区域、農 業振興地域(農用地 区域)
3 (物件調 書 P21～ P23)	多治見市大針町字台 70 番 2	田	833	市街化調整区域、農 業振興地域(農用地 区域)
4 (物件調 書 P24～ P26)	多治見市大針町字五反田 77 番 1	田	1, 445	市街化調整区域、農 業振興地域(農用地 区域)
5 (物件調 書 P27～ P29)	多治見市大針町字塩井戸 609 番	田	250	市街化調整区域、農 業振興地域(農用地 区域)
6 (物件調 書 P30～ P32)	各務原市鵜沼羽場町八丁目 63 番	畑	1, 468	市街化調整区域、農 業振興地域(農用地 区域)
7 (物件調 書 P33～ P35)	各務原市鵜沼真名越町二丁目 24 番	畑	1, 365	市街化調整区域、農 業振興地域(農用地 区域)

注 1：入札は物件番号ごとに実施する（物件番号 1 及び 2 については、3 筆を 1 つの物件として売払う）。

注 2：登記地目に関わらず、土地の評価は「田」または「畑」で行い、面積は公簿面積とする。

注 3：土地は現況での売払いとする。入札に当たっては、各自で現地確認を行うこと。

2 入札参加者に必要な資格及び入札の参加方法

(1) 入札参加者に必要な資格

農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 3 条の許可を受けられる者であって、次のいずれにも該当しない者であれば、どなたでも参加できます。

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当する者（売買等の契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者、契約の履行に関して不正の行為をした者等）
- ② 国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 16 条の規定に該当する者（国有財産に関する事務に従事する職員）
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

(注) 予算決算及び会計令、国有財産法等については、13～14 ページを参照してください。

(2) 入札の参加方法

- ① 入札の参加に当たっては、「国有財産売払公示書」（6～8 ページ）、「入札要領」（9～11 ページ）及び「国有財産売買契約書（案）」（48～52 ページ）を十分お読みの上、参加してください。
- ② 入札に参加を希望する者は、令和 7 年 10 月 17 日（金）18 時 00 分（必着）までに「国有財産売払一般競争入札参加申込書（以下「入札参加申込書」という。）」を東海農政局経営・事業支援部農地政策推進課（〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸 1 丁目 2 番 2 号東海農政局 1 号館 4 階）に、郵送又は持参の方法で提出してください。その際、郵送の場合は、簡易書留郵便により送付してください。

【問合せ先：TEL 052-223-4627（農地政策推進課直通）】

- ③ 入札参加申込書には、入札参加申込書の注意事項に記載された農地法第 3 条の許可要件に係る確認資料（37～46 ページ）を必ず添付してください。
- ④ 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（12 ページ）について、入札参加申込書を提出する前に必ず確認し、入札参加申込書の提出をもってこれに同意したものとします。
- ⑤ 入札参加者から提出された入札参加申込書について、入札参加資格の有無の事前審査を行い、入札受付開始の 10 日前までに、審査結果の通知を行います。

(3) 入札保証金

入札金額の 100 分の 5 以上の現金を契約担当官が指定する預金口座に振り込む方法により納付してください。

納付後、入札保証金提出書等について必要事項を記載してください。

3 入札書等の提出等

(1) 入札書及び入札保証金提出書等（以下「入札書等」という。）を入札関係書類郵送用の封筒に入れ封をし、4の(1)の入札受付期間内に郵送又は持参して提出してください。

① 代理人が入札する場合は、入札書に代理人の住所等を記入し委任状を提出してください。

委任状には、代理人が使用する印鑑と委任者の印鑑（印鑑証明書に登録している印鑑）を押印してください。

その際、委任者の印鑑証明書を必ず添付してください。

② 法人の場合は、法人登記簿に記載されている役員全員の一覧表を添付してください。

(2) 入札書等の無効及び通知

① 入札受付期間の初日までに郵送された入札書等は、入札受付期間の初日に受理したものとして、入札受付期間の最終日の翌日以降に到達した入札書等は、入札無効として取り扱います。

また、国有財産売払公示書及び入札要領に違反している入札書等についても、入札無効とします。

② 無効とした入札については、速やかにその旨を記載した文書を当該入札者宛に通知します。

また、入金済みとなった入札保証金については、速やかに返還を行います。

4 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 入札受付期間及び場所

期間 令和8年1月8日（木）8時30分～令和8年1月19日（月）18時
（土・日・祝日を除く）

場所 〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1丁目2番2号
東海農政局1号館4階
東海農政局経営・事業支援部農地政策推進課

(2) 開札の日時及び場所

日 時 令和8年1月30日（金）10時～

場 所 東海農政局1号館地下 入札室

（注）入札関係者の入札会場への参加は自由であり、妨げるものではありません。

5 落札者の決定方法等

(1) 開札の結果、国の予定価格以上で最高の価格をもって入札した者を落札者と決定します。

開札結果については、入札者に対して速やかに文書をもって通知します。

- (2) 開札後、速やかに落札者に対し入札辞退等の可否についての意向確認を行うものとします。

6 契約の締結及び売払対価の納入等

- (1) 落札者は、落札後、落札金額の100分の10以上（円未満切上げ）に相当する契約保証金の納付が必要です。

ただし、落札者からの申し出により落札者に払い戻すべき入札保証金を契約保証金に充当することができます。

(注) 契約保証金は、現金で契約担当官が指定する預金口座に入札者が現金を振り込む方法で納付してください。

- (2) 落札者との売買契約の締結期限は、落札決定の日から30日以内とし、契約締結期限までに契約を締結しない場合には、その落札は無効となり入札保証金は国庫に帰属することになりますので、ご注意ください。

- (3) 落札者の契約保証金は、落札者から国有財産売買契約書が提出され、後日、国有財産売買契約書の締結後、同契約書に定めた所定期日（契約日から20日以内）までに売払対価が納入された場合に返還します。

ただし、落札者からの申し出により落札者に払い戻すべき契約保証金を売払対価に充当することができます。

- (4) 国有財産売買契約書の締結後、同契約書に定めた所定期日（契約日から20日以内）までに売払対価が納入されないときは、契約保証金は国庫に帰属することになりますので、ご注意ください。

(注) 売払対価の分割納入はできません。

- (5) 開札後速やかに「所在地」、「面積」、「地目」、「応札者数」、「開札結果」、「農業振興地域」、「都市計画区域」、「用途地域」、「建蔽率」、「容積率」等を農林水産省又は東海農政局のホームページにおいて公表します。

また、契約を締結した場合には、上記の記載事項に加え「契約日」、「契約金額」、「契約相手方の法人・個人の別」、「価格形成上の減価要因（地下埋設等を減価要因とした場合にはその旨記載）」等を農林水産省又は東海農政局のホームページにおいて公表します。

これらの公表への同意が契約締結の要件となります。

7 所有権の移転等

- (1) 売払対価を納付したときに所有権の移転があったものとし、売払物件を引き渡したものとします。

- (2) 所有権移転登記は、売払物件の引き渡し後、国が行います。

- (3) 所有権移転登記に必要な登録免許税は、落札者の負担となります。

(参考) 登録免許税額

課税価格× 1, 000分の15

(注) 課税価格とは、固定資産課税台帳価格（入札物件の近傍宅地の固定資産課税台帳価格に比準して算定）

8 不調・不落物件に係る先着による売払い

入札において応札者がなかった又は再度入札をしても落札されなかった物件については、原則として、後日「すぐに購入できる物件」として、先着による売払いを実施します。

買受けに当たっては、入札の際の条件が適用されます。

9 問い合わせ先

東海農政局経営・事業支援部農地政策推進課

TEL(直通) 052-223-4627

国有財産売却公示書

下記国有財産を一般競争入札（期間入札）により売払いします。

記

1 売払物件

物件番号	所在	種目	数量（㎡）	都市計画上の制限等
1	岐阜市大字木田字内森元 1863 番 岐阜市大字木田字内森元 1868 番 1 岐阜市大字木田字内森元 1870 番 計 3 筆	畑 畑 畑	409 452 476	市街化調整区域、 農業振興地域（農 用地区域外）
2	多治見市大針町字屋作 235 番 多治見市大針町字屋作 236 番 多治見市大針町字屋作 237 番 計 3 筆	田 田 田	996 968 408	市街化調整区域、 農業振興地域（農 用地区域）
3	多治見市大針町字台 70 番 2	田	833	市街化調整区域、 農業振興地域（農 用地区域）
4	多治見市大針町字五反田 77 番 1	田	1,445	市街化調整区域、 農業振興地域（農 用地区域）
5	多治見市大針町字塩井戸 609 番	田	250	市街化調整区域、 農業振興地域（農 用地区域）
6	各務原市鵜沼羽場町八丁目 63 番	畑	1,468	市街化調整区域、 農業振興地域（農 用地区域）
7	各務原市鵜沼真名越町二丁目 24 番	畑	1,365	市街化調整区域、 農業振興地域（農 用地区域）

注 1：入札は物件番号ごとに実施する（物件番号 1 及び 2 については、3 筆を 1 つの物件として売払う）。

注 2：登記地目に関わらず、土地の評価は「田」または「畑」で行い、面積は公簿面積とする。

注 3：土地は現況での売払いとする。入札に当たっては、各自で現地確認を行うこと。

2 競争参加者に必要な資格

農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 3 条の許可を受けられる者であって、次のいずれにも該当しない者であること。

入札の参加を希望する者は、4 の(1)に規定する期日及び場所までに、「国有財産売払一般競争入札参加申込書」（以下「入札参加申込書」という。）を提出すること。

なお、入札参加資格の事前審査の結果については、入札受付開始期日の 10 日前までに、入札参加申込書を提出した者に通知する。

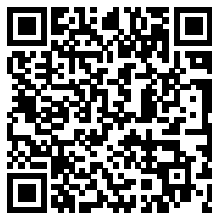
- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当する者
- (2) 国有財産に関する事務に従事する者にあつては国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 16 条の規定に該当する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

3 入札要領及び契約条項を示す場所

〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸 1 丁目 2 番 2 号 東海農政局 1 号館 4 階
東海農政局経営・事業支援部農地政策推進課
TEL(直通) 052-223-4627

※ 下記の東海農政局のホームページにおいてご覧になれます。

<https://www.maff.go.jp/tokai/keiei/nochi/zaisan/bukken2.html>



4 入札参加申込、入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札参加申込書の提出期限及び場所

- ① 提出期限 令和 7 年 10 月 17 日（金）18 時まで
- ② 提出場所 東海農政局経営・事業支援部農地政策推進課

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

- ① 入札受付期間
令和 8 年 1 月 8 日(木)8 時 30 分から令和 8 年 1 月 19 日(月)18 時まで（郵送又は持参）
（土・日・祝日を除く）
- ② 開札日時及び場所
日時 令和 8 年 1 月 30 日(金) 10 時から
場所 東海農政局 1 号館 入札室（地下 1 階）
（参加は自由であり、入札者に対しては文書をもって開札結果を通知する。）

5 入札書等用紙の交付

入札書等用紙は、上記 2 に規定する入札参加資格の通知と併せて交付する。

6 入札方法

- (1) 入札保証金の納付等

- ① 入札保証金は、各自入札金額の 100 分の 5 以上（円未満切上）に相当する金額とし、東海農政局経営・事業支援部農地政策推進課から交付を受けた振込依頼書を用いて、金融機関

(ゆうちょ銀行、ATM 及びインターネットバンキングを除く)において現金により東海農政局の指定する口座に振り込むものとする。

- ② 入札保証金は、落札者を除き、入札者が指定する金融機関の預貯金口座へ振り込む方法により返還する。この場合、インターネットバンキングへの振込みはできないものとする。

ただし、開札後、入札参加者から落札決定前に入札を辞退する旨の申出があった場合には、入札保証金を返還する。

- ③ 入札保証金には利息を付さない。

(2) 入札方法

入札は、上記 5 により交付を受けた入札書等の用紙を使用し、入札書提出用封筒に入札書のみを入れて封をし、その封筒と入札保証金提出書及び金融機関から受け取った保管金受入手続添付書を貼付した入札保証金振込証明書を郵送用封筒に入れて、東海農政局経営・事業支援部農地政策推進課宛、簡易書留郵便により申し込むものとする。

また、上記 4 の(2)の①の期間であれば、8 時 30 分から 18 時までの間、上記 4 の(1)の②へ持参することもできる。

なお、入札書の提出後、入札を取り消すことや入札書の記載の変更はできない。

7 入札の無効

競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

8 契約不履行

落札者が落札決定の日から 30 日以内に契約を結ばない場合には、上記 6 の(1)の①の入札保証金は国庫に帰属する。

9 契約書作成の要否及び代金支払方法

契約書の作成を要し、代金は納入告知書により納付する。

10 契約内容等の公表

- (1) 開札後速やかに「所在地」、「面積」、「地目」、「応札者数」、「開札結果」、「農業振興地域」、「都市計画区域」、「用途地域」等を農林水産省又は東海農政局のホームページにおいて公表する。
- (2) 契約を締結した場合には、(1)に加え「契約日」、「契約金額」、「契約の相手方の法人・個人の別」等を農林水産省又は東海農政局のホームページにおいて公表する。
- (3) 上記(1)及び(2)に掲げる記載事項の公表に対する同意が契約締結の要件とする。

11 その他

入札者は、本公示書のほか、契約担当官が交付する入札要領及び国有財産売買契約書(案)を十分理解の上、入札するものとする。

以上公示する。

令和 7 年 月 日

契約担当官

東海農政局長

秋葉 一彦

入 札 要 領

第1条 入札参加希望者は、国有財産売払公示書、本要領及び現物等を熟知の上、入札してください。

第2条 現物と公示数量が符合しない場合でもこれを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第3条 入札者は、入札参加申込書を国有財産売払公示書で指定する提出期限及び場所（以下「指定する期限等」という。）に提出しなければなりません。

なお、入札参加資格については事前審査を行い、入札受付開始期日の10日前までに、入札参加申込書を提出した者に対して、審査の結果を通知します。

第4条 代理人により入札する場合は、入札書の提出と同時に委任状を提出してください。

第5条 入札は、契約担当官から交付を受けた入札書に必要な事項を記入し、入札書のみを入札書提出用の封筒に入れた上で封をし、入札関係書類とともに郵送用封筒により、入札受付期間（令和8年1月8日（木）から1月19日（月））まで（必着）に、東海農政局経営・事業支援部農地政策推進課あて簡易書留郵便により郵送又は持参によって、提出しなければなりません。

2 入札締切日までに到達しない入札は無効となりますので、郵送により入札を行う場合は十分余裕をみて早めに送付してください。

第6条 入札者は、入札する前に入札保証金として、入札金額の100分の5以上（円未満切上）に相当する金額を契約担当官から交付を受けた振込依頼書を用いて、金融機関（ゆうちょ銀行、ATM及びインターネットバンキングを除く）から、東海農政局の預金口座（口座番号等：振込依頼書記載のとおり）に振り込んでください。その際、受領した保管金受入手続添付書を入札保証金振込証明書に貼付し、入札保証金提出書と一緒に提出してください。保管金受入手続添付書の貼付がないと契約担当官の預金口座に現金を納めてあっても入札は無効となります。

2 入札保証金提出書に記載する入札者の住所、氏名は入札書と一致させてください。

3 1通の振込依頼書で複数物件の入札保証金を振り込むことはできません。

4 振込依頼書には、必ず物件番号を記載してください。

5 入札保証金の納付後は、その取消し又は変更はできません。

第7条 入札書の記載に当たっては、入札書の注意事項に従い、間違いのないよう記入してください。

第8条 入札保証金を返還する場合は、あらかじめ入札者が指定した銀行等の預貯金口座へ振り込みますので、入札保証金提出書の入札保証金返還請求欄に金融機関名、預貯金の種類、口座番号及び口座名義人氏名を正確に記入して下さい。ただし、入札保証金を返還する場合、インターネットバンキングへの振込みはできません。

第9条 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできません。

第10条 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙1参照）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとします。

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- 1 公示書又は本要領の条項に違反するもの
- 2 入札参加申込書を指定する期限等に提出していないもの
- 3 入札書に入札者の住所及び氏名の記入のないもの
- 4 代理人により入札する場合、入札書に代理人の住所及び氏名の記入のないもの
- 5 入札書の金額を訂正したもの、金額の記載が明確でないもの
- 6 担当官等が入札書不完全と認めたもの
- 7 所定の入札書以外の用紙を使用して行ったもの
- 8 第6条に規定する入札保証金振込証明書の提出のないもの
- 9 第6条に規定する入札保証金提出書の提出がないもの
- 10 第6条に規定する入札保証金を差し出さないもの
- 11 1物件に対して一人で複数の入札をしたもの
- 12 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定並びに国有財産法（昭和23年法律第73号）第16条の規定に該当する者が入札したもの（予算決算及び会計令第70条及び第71条、国有財産法第16条は「別紙2」参照）
- 13 暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められたもの
- 14 暴力団排除に関する誓約事項に掲げる者から依頼を受けて入札に参加しようとするもの
- 15 入札関係提出書類に虚偽の記載があるもの

第12条 開札は、国有財産売払公示書において公示した時間及び場所に、国の指定した者を立会いさせて行います。

なお、入札者等入札関係者の出席は自由ですが、開札会場への入室に際し、入札物件及び入札者名により入札関係者であることの確認をさせていただきます。

第13条 落札者は、国の予定価格以上で最高の価格をもって入札した者と決定します。

また、落札者となる同価の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。入札者が開札会場にいない場合には、国の指定した者がくじを引きます。

第14条 開札結果については、入札者に速やかに文書をもって通知します。

第15条 開札の結果、予定価格に達する入札のない場合は、当該入札の入札者を対象として再度の入札を1回実施します。再度入札の実施要領については、第14条の通知と併せて送付します。

第16条 非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。）が落札者となった場合で、外国為替令（昭和55年政令第260号）第11条第3項の規定により財務大臣の許可を要するものであるときは、契約は財務大臣の許可があったときに有効とします。

第17条 入札保証金は、落札者を除き、第8条に規定する方法により速やかに返還します。

第15条に該当する入札者に対しても返還しますので、再度入札を希望する方は改めて入札保証金の納付が必要になります。

なお、落札者の入札保証金は、売買代金又は第19条に規定する契約保証金に充当することができます。

また、落札者の決定を留保した場合は、落札者が決定されるまでの間、当該物件の入札者に

係る入札保証金の返還を留保します。

ただし、開札後、入札参加者から落札決定前に入札を辞退する旨の申出があった場合には、入札保証金を返還します。

第18条 落札者が落札決定の日から30日以内に契約を締結しない場合には、その落札は無効となり、入札保証金は国庫に帰属することになります。

第19条 落札者は、契約締結しようとするとき、第17条の規定により契約保証金に充当する入札保証金を含めて契約保証金として契約金額の100分の10以上（円未満切上）に相当する金額を契約担当官の指定する預金口座へ振り込む方法により納めなければなりません。

第20条 前条の契約保証金は、売買代金に充当します。

第21条 入札をした者は、入札後において、国有財産売払公示書、本要領及び現物等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

第22条 開札後速やかに「所在地」、「面積」、「地目」、「応札者数」、「開札結果」、「農業振興地域」、「都市計画区域」、「用途地域」、「建ぺい率」、「容積率」等を農林水産省又は東海農政局のホームページにおいて公表します。

2 契約を締結した場合には、前項の記載事項に加え「契約日」、「契約金額」、「契約の相手方の法人・個人の別」、「価格形成上の減価要因（地下埋設物等を減価要因とした場合にはその旨記載）」等を農林水産省又は東海農政局のホームページにおいて公表します。

3 前2項に規定する公表への同意が契約締結の要件となります。

第23条 本要領に定めない事項は、全て会計法令の定めるところによって処理します。

暴力団排除に関する誓約事項

私、(団体である場合は当団体)は、下記 1 から 3 までのいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)を提出すること、並びに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

3 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に賃貸すること。

※ 入札書の提出をもって、この誓約事項に同意したものとします。

○ 予 算 決 算 及 び 会 計 令 (抄)

(一般競争に参加させることができない者)

第 70 条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第 29 条の 3 第 1 項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第 32 条第1項各号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

第 71 条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るため連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

○ 国 有 財 産 法 (抄)

(職員の行為の制限)

第 16 条 国有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱に係る国有財産を譲り受け、又は、自己の所有物と交換することができない。

- 2 前項の規定に違反する行為は、無効とする。

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。
- 五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 七 暴力的要求行為 第九条の規定に違反する行為をいう。
- 八 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第32条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

- 一 指定暴力団員
- 二 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- 三 法人その他の団体であつて、指定暴力団員がその役員となっているもの
- 四 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）

物件調書 1

①土地の所在	(1) 岐阜県岐阜市大字木田字内森元 1863 番 (2) 岐阜県岐阜市大字木田字内森元 1868 番 1 (3) 岐阜県岐阜市大字木田字内森元 1870 番		
②登記簿地目	(1) 畑 (2) 畑 (3) 畑	③地積	(1) 409 m ² (2) 452 m ² (3) 476 m ²
④農振法の地域区分	☐ 農用地区域内 ☒ 農用地区域外 ☐ 農振地域外		
⑤都計法の区分	☐ 市街化区域 ☒ 市街化調整区域 ☐ 非線引き都市計画区域の「用途地域」 ☐ 都市計画区域外 ☒ その他区域 河川法の河川区域		
⑥ 地域計画	☒ 策定済 (7 年 3 月) ☐ 未策定 ☐ 策定予定		
⑦境界確定	☐ 済 ☒ 未済		
⑧地積測量	☐ 済 ☒ 未済		
⑨位置、周囲の状況	・本物件は、JR 東海道本線「岐阜駅」の北北西方約 5.8 km に位置し、長良川の中洲の河川区域内の土地である。		
⑩接面道路、土地の形状	・(2)の土地のみ道に接している。 ・3 筆はおおむね長方形の土地で不規則に接している。地勢は平坦。		
⑪営農条件 (日照、通風等)	・隣接地は、雑草が繁茂し、日照、通風はやや不良。 ・基盤整備なし。		
⑫位置情報 (Google Map より引用)	https://maps.app.goo.gl/8PQesMSurSvran967		
⑬問い合わせ先	東海農政局経営・事業支援部農地政策推進課 (052-223-4627)		
⑭備考	・本件は地積測量未済であるが、農業利用目的売払いをする際は、改めて地積測量は行わず、登記簿面積、公図、現状有姿により売払うこととする。		

○現地写真



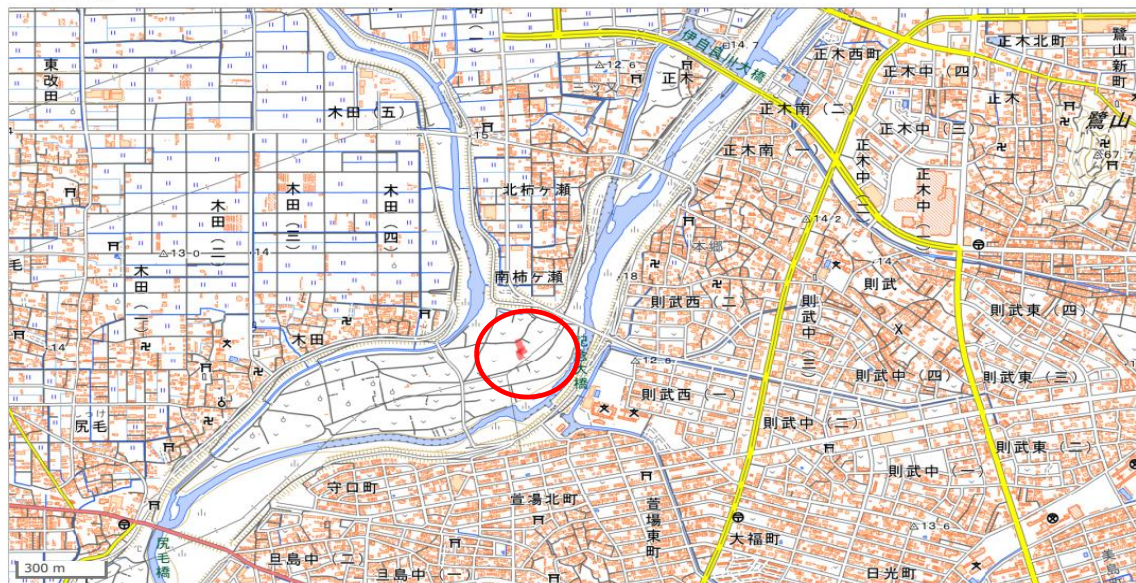
(出典) 国土地理院撮影(2008 年)の空中写真を加工して作成

(出典) 2023 年 12 月時点 (農林水産省撮影)



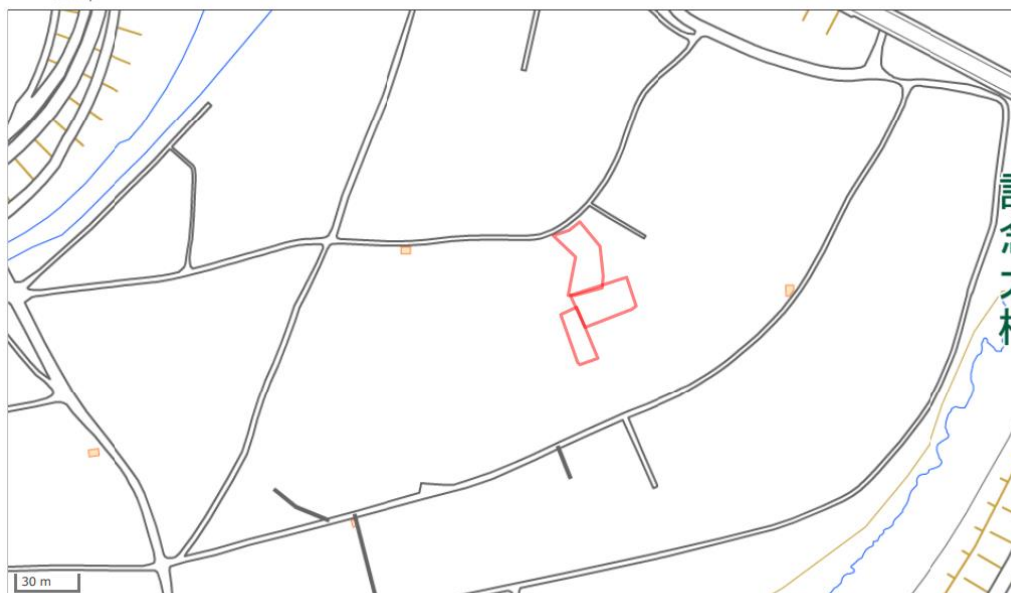
【位置図】

地理院地図
GSI Maps



【位置図詳細】

地理院地図
GSI Maps



【位置情報】

地理院地図
GSI Maps



地理院地図
GSI Maps



物件調書 2

①土地の所在	(1) 岐阜県多治見市大針町字屋作 235 番 (2) 岐阜県多治見市大針町字屋作 236 番 (3) 岐阜県多治見市大針町字屋作 237 番		
②登記簿地目	(1) 田 (2) 田 (3) 田	③地積	(1)996 m ² (2)968 m ² (3)408 m ²
④農振法の地域区分	☒ 農用地区域内 ☐ 農用地区域外 ☐ 農振地域外		
⑤都計法の区分	☐ 市街化区域 ☒ 市街化調整区域 ☐ 非線引き都市計画区域の「用途地域」 ☐ 都市計画区域外 ☐ その他区域		
⑥地域計画	☒ 策定済 (7 年 3 月) ☐ 未策定 ☐ 策定予定		
⑦境界確定	☒ 済 ☐ 未済 ※昭和 53 年土地改良法による成果		
⑧地積測量	☒ 済 ☐ 未済 ※昭和 53 年土地改良法による成果		
⑨位置、周囲の状況	・本物件は、JR 中央本線「多治見駅」からの北西方約 7.4 km に位置している。当該地域は、基盤整備済の農地が多く残っている。		
⑩接面道路、土地の形状	・未舗装の接面道路あり。 ・基盤整備された谷地田の山側から連続する 3 枚の棚田。 ほぼ整形地で、地勢は平坦。		
⑪営農条件 (日照、通風等)	・基盤整備済。(昭和 53 年土地改良法による換地) ・当該地は、山林に挟まれているため、日照、通風はやや不良。数年間は、田として利用された形跡はない。		
⑫位置情報 (Google Map より引用)	https://maps.app.goo.gl/Gs6gxfBr47WVZn5h8		
⑬問い合わせ先	東海農政局経営・事業支援部農地政策推進課 (052-223-4627)		
⑭備考	・本件は地積測量未済であるが、農業利用目的売払いをする際は、改めて地積測量は行わず、登記簿面積、公図、現状有姿により売払うこととする。		

○現地写真

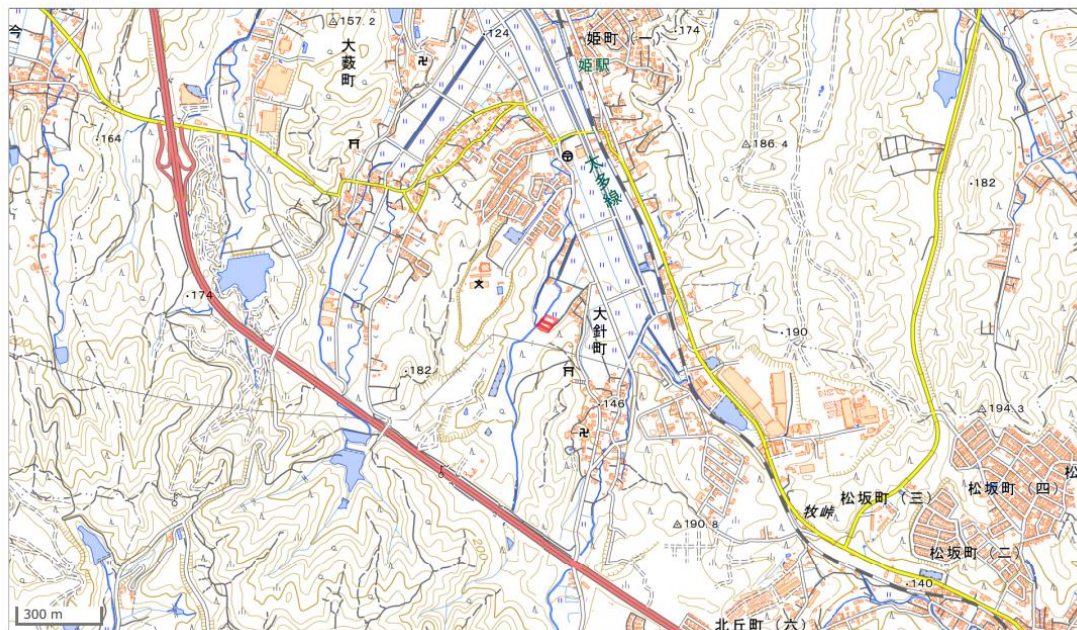


(出典) 国土地理院撮影(2015 年)の空中写真を加工して作成

(出典) 2023 年 11 月時点 (農林水産省撮影)

【位置図】

地理院地図
GSI Maps



【位置図詳細】

地理院地図
GSI Maps



【位置情報】

地理院地図
GSI Maps



地理院地図
GSI Maps



物件調書 3

①土地の所在	岐阜県多治見市大針町字台 70 番 2		
②登記簿地目	田	③地積	833 m ²
④農振法の地域区分	☒ 農用地区域内 ☐ 農用地区域外 ☐ 農振地域外		
⑤都計法の区分	☐ 市街化区域 ☒ 市街化調整区域 ☐ 非線引き都市計画区域の「用途地域」 ☐ 都市計画区域外 ☐ その他区域		
⑥地域計画	☒ 策定済（7 年 3 月） ☐ 未策定 ☐ 策定予定		
⑦境界確定	☒ 済 ☐ 未済 ※昭和 53 年土地改良法による成果		
⑧地積測量	☒ 済 ☐ 未済 ※昭和 53 年土地改良法による成果		
⑨位置、周囲の状況	・本物件は、JR 中央本線「多治見駅」からの北西方約 7.4 km に位置している。当該地域は、基盤整備済の農地が多く残っている。		
⑩接面道路、土地の形状	・接面道路あり。 ・圃場整備区画を縦に分割した長方形地。地勢は平坦。		
⑪営農条件 （日照、通風等）	・基盤整備済。（昭和 53 年土地改良法による換地） ・日照、通風は良好。		
⑫位置情報 （Google Map より引用）	https://maps.app.goo.gl/T3uqjPga5YBe3y5G7		
⑬問い合わせ先	東海農政局経営・事業支援部農地政策推進課（052-223-4627）		
⑭備考	・本件は地積測量未済であるが、農業利用目的売払いをする際は、改めて地積測量は行わず、登記簿面積、公図、現状有姿により売払うこととする。		

○現地写真



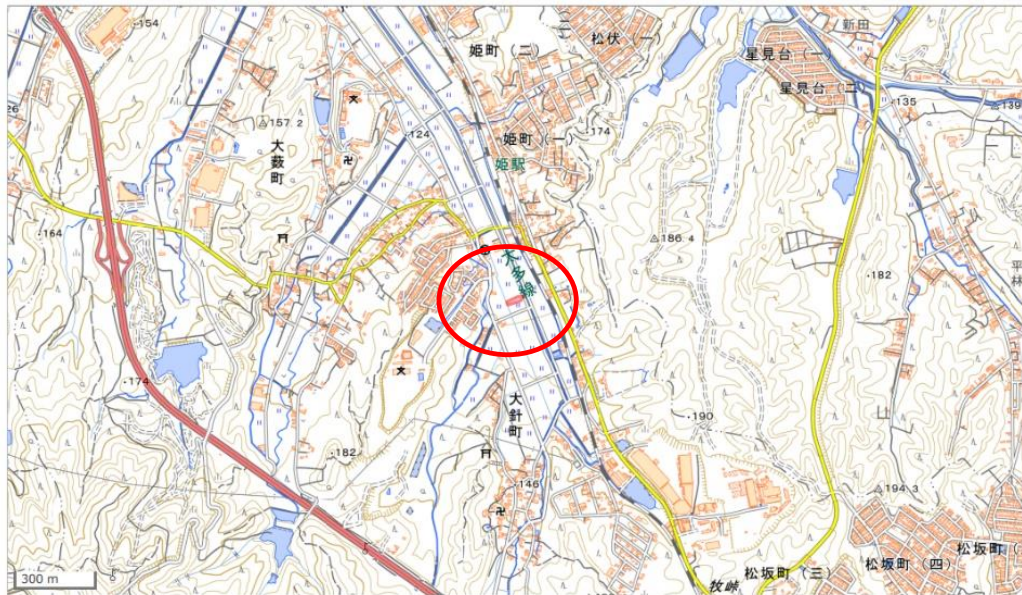
（出典）国土地理院撮影（2015 年）の空中写真を加工して作成



（出典）2023 年 11 月時点（農林水産省撮影）

【位置図】

地理院地図
GSI Maps



【位置図詳細】

地理院地図
GSI Maps



【位置情報】

地理院地図
GSI Maps



地理院地図
GSI Maps



物件調書 4

①土地の所在	岐阜県多治見市大針町字五反田 77 番 1		
②登記簿地目	田	③地積	1,445 m ²
④農振法の地域区分	☒ 農用地区域内 ☐ 農用地区域外 ☐ 農振地域外		
⑤都計法の区分	☐ 市街化区域 ☒ 市街化調整区域 ☐ 非線引き都市計画区域の「用途地域」 ☐ 都市計画区域外 ☐ その他区域		
⑥地域計画	☒ 策定済（7 年 3 月） ☐ 未策定 ☐ 策定予定		
⑦境界確定	☒ 済 ☐ 未済 ※昭和 53 年土地改良法による成果		
⑧地積測量	☒ 済 ☐ 未済 ※昭和 53 年土地改良法による成果		
⑨位置、周囲の状況	・本物件は、JR 中央本線「多治見駅」からの北西方約 7.4 km に位置している。当該地域は、基盤整備済の農地が多く残っている。		
⑩接面道路、土地の形状	・接面道路あり。 ・基盤整備された長方形地。地勢は平坦。		
⑪営農条件 （日照、通風等）	・基盤整備済。（昭和 53 年土地改良法による換地） ・日照、通風は良好。		
⑫位置情報 （Google Map より引用）	https://maps.app.goo.gl/2Rgh5tXod8CbJBE79		
⑬問い合わせ先	東海農政局経営・事業支援部農地政策推進課（052-223-4627）		
⑭備考	・本件は地積測量未済であるが、農業利用目的売払いをする際は、改めて地積測量は行わず、登記簿面積、公図、現状有姿により売払うこととする。		

○現地写真

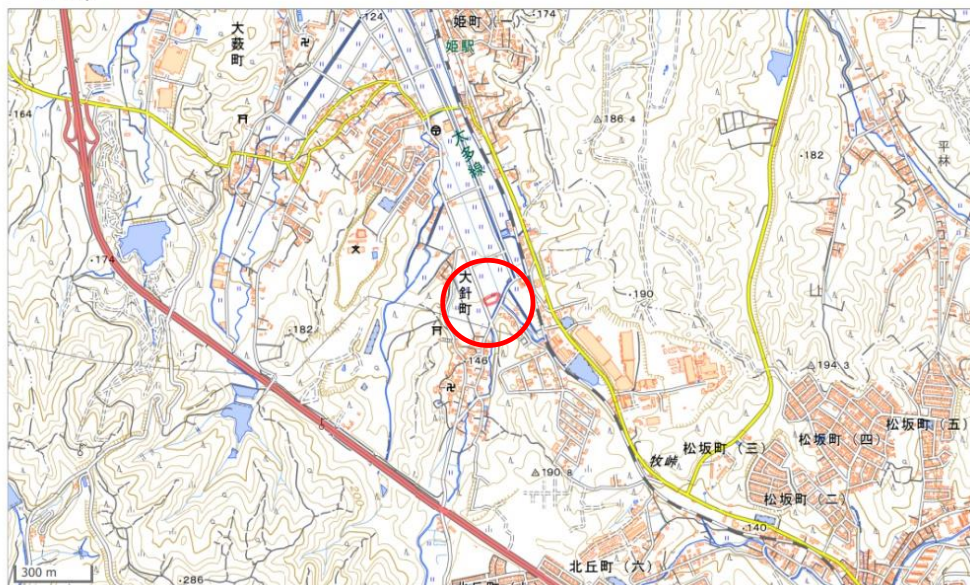


（出典）国土地理院撮影(2015 年)の空中写真を加工して作成

（出典）2023 年 11 月時点（農林水産省撮影）

【位置図】

地理院地図
GSI Maps



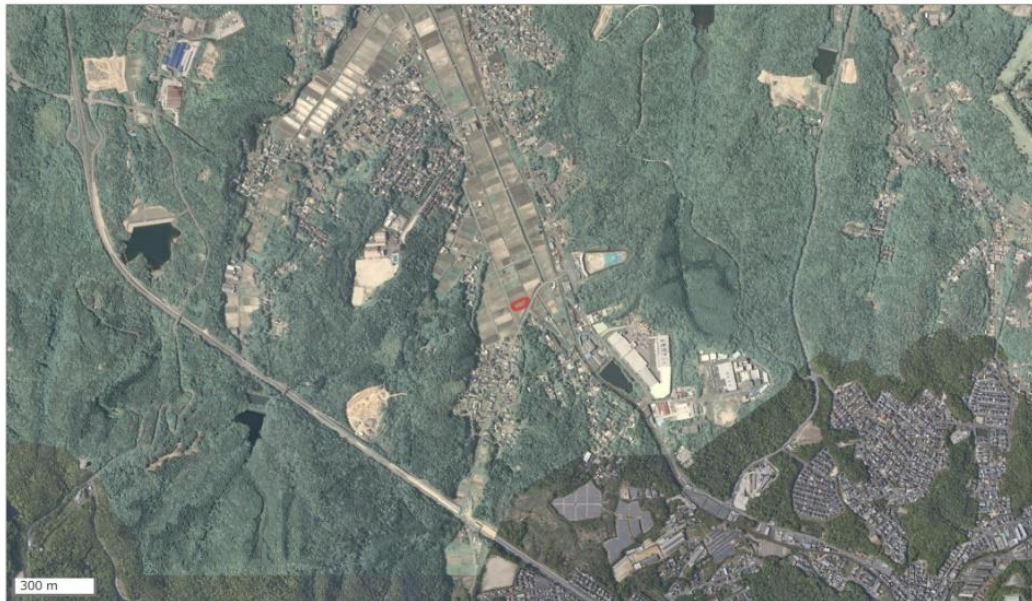
【位置図詳細】

地理院地図
GSI Maps



【位置情報】

地理院地図
GSI Maps



地理院地図
GSI Maps



物件調書 5

①土地の所在	岐阜県多治見市大針町字塩井戸 609 番		
②登記簿地目	田	③地積	250 m ²
④農振法の地域区分	☒ 農用地区域内 ☐ 農用地区域外 ☐ 農振地域外		
⑤都計法の区分	☐ 市街化区域 ☒ 市街化調整区域 ☐ 非線引き都市計画区域の「用途地域」 ☐ 都市計画区域外 ☐ その他区域		
⑥地域計画	☒ 策定済（7 年 3 月） ☐ 未策定 ☐ 策定予定		
⑦境界確定	☒ 済 ☐ 未済 ※昭和 53 年土地改良法による成果		
⑧地積測量	☒ 済 ☐ 未済 ※昭和 53 年土地改良法による成果		
⑨位置、周囲の状況	・本物件は、JR 中央本線「多治見駅」からの北西方約 7.4 km に位置している。当該地域は、基盤整備済の農地が多く残っている。		
⑩接面道路、土地の形状	・接面道路あり。 ・農道と JR 太多線の線路に挟まれた台形の土地で地勢は平坦。		
⑪営農条件 （日照、通風等）	・基盤整備済。（昭和 53 年土地改良法による換地） ・日照、通風は良好。		
⑫位置情報 （Google Map より引用）	https://maps.app.goo.gl/nqRSWLZdeZSobFS37		
⑬問い合わせ先	東海農政局経営・事業支援部農地政策推進課（052-223-4627）		
⑭備考	・本件は地積測量未済であるが、農業利用目的売払いをする際は、改めて地積測量は行わず、登記簿面積、公図、現状有姿により売払うこととする。		

○現地写真

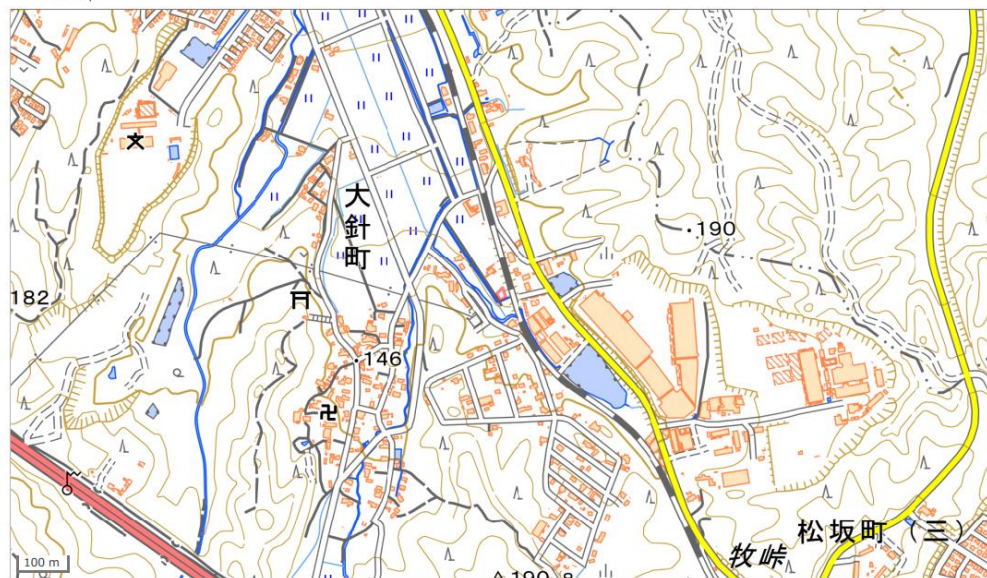


（出典）国土地理院撮影（2015 年）の空中写真を加工して作成

（出典）2023 年 11 月時点（農林水産省撮影）

【位置図】

地理院地図
GSI Maps



【位置図詳細】

地理院地図
GSI Maps



【位置情報】

地理院地図
GSI Maps



地理院地図
GSI Maps



物件調書 6

①土地の所在	岐阜県各務原市鵜沼羽場町八丁目 63 番		
②登記簿地目	畑	③地積	1,468 m ²
④農振法の地域区分	☒ 農用地区域内 ☐ 農用地区域外 ☐ 農振地域外		
⑤都計法の区分	☐ 市街化区域 ☒ 市街化調整区域 ☐ 非線引き都市計画区域の「用途地域」 ☐ 都市計画区域外 ☐ その他区域		
⑥地域計画	☒ 策定済（7 年 3 月） ☐ 策定 ☐ 策定予定		
⑦境界確定	☐ 済 ☒ 未済		
⑧地積測量	☒ 済 ☐ 未済 令和 5 年確定測量図あり		
⑨位置、周囲の状況	・本物件は、各務原市役所の東方約 7.7 km、名鉄各務原線羽場駅から南方向約 0.8 km に位置している。当該地域は、畑作地域の中でも戸建て住宅が点在するなど宅地化が進行している。		
⑩接面道路、土地の形状	・接面道路あり。 ・長方形で、地勢は平坦。		
⑪営農条件 (日照、通風等)	・日照、通風は良好。 ・基盤整備済。		
⑫位置情報 (Google Map より引用)	https://maps.app.goo.gl/ZDkyKLuJKJ3rXFvb6		
⑬問い合わせ先	東海農政局経営・事業支援部農地政策推進課 (052-223-4627)		
⑭備考	・本件は、農業利用目的売払いをする際は、改めて地積測量は行わず、登記簿面積、公図、現状有姿により売払うこととする。		

○現地写真



(出典) 国土地理院撮影(2008 年)の空中写真を加工して作成

(出典) 2024 年 3 月時点 (農林水産省撮影)

【位置図】

地理院地図
GSI Maps



【位置図詳細】

地理院地図
GSI Maps



【位置情報】

地理院地図
GSI Maps



地理院地図
GSI Maps



物件調書 7

①土地の所在	岐阜県各務原市鵜沼真名越町二丁目 24 番		
②登記簿地目	畑	③地積	1,365 m ²
④農振法の地域区分	☒ 農用地区域内 ☐ 農用地区域外 ☐ 農振地域外		
⑤都計法の区分	☐ 市街化区域 ☒ 市街化調整区域 ☐ 非線引き都市計画区域の「用途地域」 ☐ 都市計画区域外 ☐ その他区域		
⑥地域計画	☒ 策定済（7 年 3 月） ☐ 策定 ☐ 策定予定		
⑦境界確定	☐ 済 ☒ 未済		
⑧地積測量	☒ 済 ☐ 未済 令和 5 年確定測量図あり		
⑨位置、周囲の状況	・本物件は、各務原市役所の東方約 7.6 km、名鉄各務原線羽場駅から南方向約 0.8 km に位置している。当該地域は、整備された畑地の端の水路を挟んで反対側、竹藪が西側背後にある畑地。		
⑩接面道路、土地の形状	・接面道路あり。 ・長方形で、地勢は平坦。		
⑪営農条件 （日照、通風等）	・日照、通風は良好。 ・基盤整備済。		
⑫位置情報 （Google Map より引用）	https://maps.app.goo.gl/JParmZRaUxFJZCop6		
⑬問い合わせ先	東海農政局経営・事業支援部農地政策推進課（052-223-4627）		
⑭備考	・本件は地積測量済であるが、農業利用目的売払いをする際は、改めて地積測量は行わず、登記簿面積、公図、現状有姿により売払うこととする。		

○現地写真



（出典）国土地理院撮影（2008 年）の空中写真を加工して作成

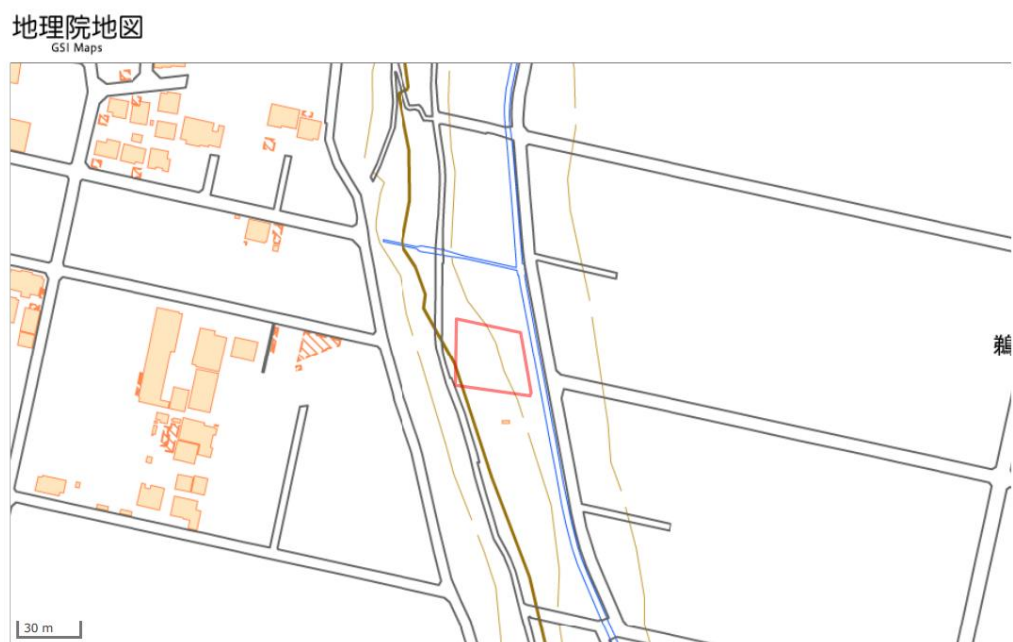


（出典）2024 年 5 月時点（元所有者撮影）

【位置図】



【位置図詳細】



【位置情報】

地理院地図
GSI Maps



GSI Maps



国有財産売払一般競争入札参加申込書

年 月 日

契約担当官

東海農政局長 秋葉 一彦 殿

住 所

名 称

役職・氏名

電 話

下記の国有財産の売払いのための一般競争入札に参加したいので、別添書類を添えて申し込みます。

記

物件 番号	所 在・地 番	地目	数量 (㎡)

(留意事項)

申込者は、暴力団排除に関する誓約事項を入札前に必ず確認してください。

(併せて提出する書類)

- 1 農地法第3条の許可要件に係る確認資料（個人の場合は P37～P42、法人の場合は P37～P46 に記入）
- 2 身分証明証の写し（顔写真が付されている運転免許証、マイナンバーカードなど）
- 3 申込者が代理人の場合は、委任者の委任状

農地法第3条の許可要件に係る確認資料

I 一般申請記載事項

＜農地法第3条第2項第1号関係＞

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

所有地		農地面積 (m ²)	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (m ²)
	自作地					
	貸付地					
		所在・地番	地目		面積 (m ²)	状況・理由
		登記簿	現況			
	非耕作地					

所有地以外の土地		農地面積 (m ²)	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (m ²)
	借入地					
	貸付地					
		所在・地番	地目		面積 (m ²)	状況・理由
		登記簿	現況			
	非耕作地					

(記載要領)

- 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。また、複数市町村にまたがる場合には、「農地面積 (m²)」欄に市町村別の合計面積を括弧書きで記載してください。
なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第5号の括弧書きに該当する土地です。
- 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、〇年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載してください。

1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数及び配置の状況、農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田	畑			樹園地			採草放牧地
作付(予定)作物								
権利取得後の面積(m ²)								

(2) 大農機具又は家畜

種類					
数量					
所有 確保しているもの					
リース					
所有 導入予定のもの					
リース 〔資金繰りについて〕					

(記載要領)

- 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。
「家畜」とは、農耕用に使役する牛、馬等です。
- 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事する者の数及び配置の状況

- ① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況
農作業暦〇〇年、農業技術修学暦〇〇年、その他()

②世帯員等その他常時雇用している労働力(人)	現在:	(農作業経験の状況:)
	増員予定:	(農作業経験の状況:)
(ア) 臨時雇用労働力(年間延人数)	現在:	(農作業経験の状況:)
	増員予定:	(農作業経験の状況:)

(イ) 配置の状況(所有又は借入農地が複数市町村にまたがる場合のみ記載(市町村別の状況を記載)してください(隣接市町村などで配置が同じ場合は、該当する市町村名を列記してください。)。なお、「住所地、拠点となる場所等」には、市町村名を記載してください。)

市町村	氏名	住所地、拠点となる場所等

- ⑤ ①～④の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

(4) 農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等 (別紙1に記載し、添付してください。)

(5) その他の考慮すべき事項

(記載要領)

「その他の考慮すべき事項」には、例えば、遠隔地に転居する予定の有無や、在留資格の更新等の見込みなどの考慮すべき事項があれば記載してください。

<農地法第3条第2項第2号関係> (権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合のみ記載してください。)

2 その法人の構成員等の状況 (別紙2に記載し、添付してください。)

<農地法第3条第2項第3号関係>

3 信託契約の内容 (信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載してください。)

--

<農地法第3条第2項第4号関係> (権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。)

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

(「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。)

農作業に従事する者の氏名	年齢	主たる職業	権利取得者との関係 (本人又は世帯員等)	農作業への年間従事日数	備考

(記載要領)

備考欄には、農作業への従事日数が年間150日に達する者がいない場合に、その農作業に従事する者が、その行う耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事している場合は○を記載してください。

<農地法第3条第2項第6号関係>

5 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

(例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法的の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。)

農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等（別紙１）

１ 農地法その他の農業に関する法令

（１）農地法（昭和 27 年法律第 229 号）

違反の対象となる規定	違反の有無
①第 3 条（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）	有 ・ 無
②第 4 条（農地の転用の制限）	有 ・ 無
③第 5 条（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）	有 ・ 無
④第 42 条（措置命令）	有 ・ 無

（２）農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）

違反の対象となる規定	違反の有無
①第 15 条の 2（農用地区域内における開発行為の制限）	有 ・ 無
②第 15 条の 3（監督処分）	有 ・ 無

（３）種苗法（平成 10 年法律第 83 号）

違反の対象	違反の有無
育成者権又は専用利用権の侵害（第 20 条及び第 25 条参照）	有 ・ 無

（４）農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）

違反の対象となる規定	違反の有無
第 24 条（使用の禁止）	有 ・ 無

２ １で「有」の場合

違反の時期	内容

３ 過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、取得後 3 年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行ったかの有無等

該当の有無	行為の時期	内容	理由
有 ・ 無			

(記載要領)

- 1 この様式には、権利取得者等（農地の権利を取得しようとする者又はその世帯員等）の状況等を記載してください。
- 2 1の(1)①については、偽りその他不正の手段により、許可を受けた者も含めて記載してください。
- 3 1の(1)②及び③については、農地法第51条第1項第2号から第4号に該当する者も含めて記載してください。
- 4 1の(1)及び3については、許可申請日から起算して過去3年分の状況等を記載してください。なお、1の(1)については、違反状態が是正されたものも含めて記載してください。
- 5 1の(2)、(3)及び(4)については、許可申請日現在の状況を記載してください。

農地所有適格法人としての事業等の状況（別紙２）

<農地法第２条第３項第１号関係>

１－１ 事業の種類

区分	農業		左記農業に該当しない事業 の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
現在（実績又は見込み）			
権利取得後（予定）			

１－２ 売上高

年度	農業	左記農業に該当しない事業
３年前（実績）		
２年前（実績）		
１年前（実績）		
申請日の属する年 （実績又は見込み）		
２年目（見込み）		
３年目（見込み）		

<農地法第2条第3項第2号関係>

2 構成員全ての状況

- (1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社、農業経営基盤強化促進法に基づく関連事業者等)

氏名又は 名称	住所又は 主たる事務 所の所在地	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	議決権の数		構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
				株主 総会	種類 株主 総会	農地等の提供 面積 (m ²)		農業への年間 従事日数		農作業 委託の 内容
						権利の 種類	面積	直近 実績	見込み	

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数： 日

(2) 農業関係者以外の者 ((1) 以外の者)

氏名又は名称	住所又は主たる 事務所の所在地	国籍等	在留資格又は特別 永住者	議決権の数	
				株主総会	種類株主 総会

	議決権の数		議決権の割合	
	株主総会	種類株主総会	株主総会	種類株主総会
(1) 農業関係者				
(2) 農業関係者以外の者				
計				

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

＜農地法第2条第3項第3号及び第4号関係＞

3 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	役職	農業への年間 従事日数		必要な農業への 年間従事日数	
					直近 実績	見込み	直近 実績	見込み

4 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	役職	農業への年間 従事日数		必要な農業への 年間従事日数	
					直近 実績	見込み	直近 実績	見込み

(記載要領)

- 1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含まれます。
 - (1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業
 - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給
 - ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - エ 農業生産に必要な資材の製造
 - オ 農作業の受託
 - カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
 - キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給
 - (2) 農業と併せ行う林業
 - (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
- 2 「1-1 事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。
- 3 「1-2 売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。

「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請前3事業年度分をそれぞれ記載し（実績のない場合は空欄）、「申請日の属する年」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載してください。
- 4 「2(1)農業関係者」には、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の議決権の数とともに、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を括弧書きで記載してください。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。
- 5 「議決権の数」及び「議決権の割合」の「種類株主総会」欄には、会社法（平成17年法律第86号）第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合に記載してください。
- 6 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「2(1)農業関係者」の「農地等の提供面積（㎡）」の「面積」欄には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。
- 7 2の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等並びに3の国籍等並びに4の国籍等の各欄については、所有権を移転する場合のみ記載してください（ただし、2の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等の各欄については、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者に限る。）。

国籍等は、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。

なお、4については、3の理事等のうち、法人の農業に従事する者（原則年間150日以上）であつて、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。

委任状

代理人 住 所：

氏 名：

上記の者を私の代理人と定め下記権限を委任します。

記

1 入札年月日 令和8年1月30日

2 入札物件

物件 番号	財産 区分	所在・地番	地目	面積 (㎡)

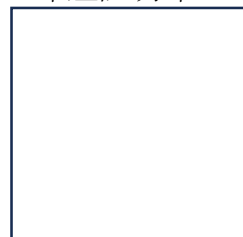
3 一般競争に関する一切の件

年 月 日

住 所：

氏 名：

印鑑証明印



契約担当官

東海農政局長 秋葉 一彦 殿

(注) 委任状には、委任者の印鑑証明書を必ず添付すること。

国有財産売買契約書（案）

売払人 契約担当官 東海農政局長 秋葉一彦（以下「甲」という。）と買受人 ○○ ○○（以下「乙」という。）とは、次の条項により国有財産の売買契約を締結する。

（売買物件）

第1条 売買物件は、次のとおり。

所在地	区分	数 量	m ²	摘要

2 前項に定める数量をもって、乙は、契約数量とすることを了承するものとする。

（売買代金）

第2条 売買代金は、金○○円とする。

（契約保証金）

第3条 乙は、本契約を締結しようとするとき、契約保証金として金○○（売買代金の1割以上の金額）円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金のうち、金○○円は入札保証金より充当するものとする。

3 第1項の契約保証金は、第20条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

4 第1項の契約保証金には利息を付さない。

5 甲は、乙が第4条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

6 甲は、乙が第4条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を国庫に帰属させることができる。

（代金の支払い）

第4条 乙は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金の額を除いた金○○（売買代金から契約保証金の額を除いた金額）円を、歳入徴収官の発行する納入告知書により____年 月 ____日までに甲に支払わなければならない。

※契約日から20日以内

（登記嘱託請求書等）

第5条 乙は、本契約締結の際にあらかじめ登録免許税相当額の印紙又は現金領収証書を添付した登記嘱託請求書を、甲に提出しなければならない。

（所有権の移転）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付した時に乙に移転する。

(売買物件の引渡し)

第7条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときに引き渡しがあったものとする。

(危険負担)

第8条 本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が、天災地変その他の甲又は乙のいずれの責に帰することのできない事由により滅失又は損傷し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、本契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、本契約を解除することができる。また、乙は本契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。

2 甲は、売買物件の引渡し前に、前項の事由によって当該物件が損傷した場合であっても、修補することにより本契約の履行が可能であるときは、甲は、売買物件を修補して乙に引き渡すことができるものとする。この場合、修補行為によって引渡しが本契約に定める引渡しの時を超えても、乙は、甲に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできない。

3 第1項によって、本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還するものとする。

(契約不適合責任)

第9条 乙は、引き渡された売買物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、引渡しの日から2年以内に甲に通知したものに限り、次のとおり、損害賠償請求又は契約の解除をすることができる。この場合、甲又は乙は、相手方に対し、協議の申し入れをすることができる。

(1) 本条の契約不適合が、本契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰すことができない事由によるものであるときを除き、乙は、甲に対し、損害賠償を請求することができる。

(2) 前号の損害賠償額は、売買代金の額を限度とする。

(3) 本条の契約不適合により、乙が本契約を締結した目的が達せられないときは、本契約を解除することができる。

(4) 本条の契約不適合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、損害賠償請求又は契約の解除のいずれもすることはできない。

2 前項の契約不適合の存在を理由として、乙は、甲に対して、修補請求又は代金の減額請求をすることはできない。

3 乙が本契約締結時に第1項の契約不適合を知っていたときは、甲は本条の責任を負わない。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第10条 乙は、国有財産売買契約締結の日から10年間、売払物件を暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは同法の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これらに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売払物件を第三者に貸してはならない。

(風俗営業等への使用の禁止)

第11条 乙は、国有財産売買契約締結の日から10年間、売払物件を風俗営業等の規制及び業務

の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第 11 項に規定する特定遊興飲食店営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

（実地調査等）

第 12 条 甲は、乙の第 10 条及び第 11 条に定める公序良俗に反する使用等に関して、甲が必要と認めるときは実地調査を行うことができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記簿抄本その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく、第 1 項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は前項に定める報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

（違約金）

第 13 条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならないこと。

（1） 第 12 条に定める義務に違反したときは金（1 割）円

（2） 第 10 条及び第 11 条に定める義務に違反したときは金（3 割）円

2 前項の違約金は第 20 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

（契約の解除）

第 14 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

（属性要件に基づく契約解除）

第 15 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（1） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（2） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（3） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（4） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

（5） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第 16 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（1） 暴力的な要求行為

- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第 17 条 乙は、第 15 条各号及び第 16 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(返還金等)

第 18 条 甲は、第 14 条から第 16 条までに定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

- 2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。
- 3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第 19 条 乙は、甲が第 14 条から第 16 条までの規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

- 2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。
- 3 乙は、第 1 項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第 20 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

- 2 甲は、第 15 条及び第 16 条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 3 乙は、甲が第 15 条及び第 16 条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(返還金の相殺)

第 21 条 甲は、第 18 条第 1 項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第 22 条 本契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(契約内容等の公表)

第 23 条 乙は、契約の締結後、「所在地」、「面積」、「地目」、「応札者数」、「開札結果」、「契約日」、「契約金額」、「契約相手方の法人・個人の別」、「価格形成上の減価要因（建物解体撤去、地下埋設物等を減価要因とした場合にはその旨記載）」、「農業振興地域」、「都市計画区域」、「用途地域」、「建蔽率」、「容積率」等を農林水産省又は東海農政局のホームページで公表することに同意するものとする。

(信義誠実の義務・疑義の決定)

第 24 条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第 25 条 本契約に関する訴えの管轄は、東海農政局所在地を管轄区域とする名古屋地方裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、両者記名押印のうえ各自その 1 通を保有する。

年 月 日

売出人 住所 愛知県名古屋市中区三の丸 1 丁目 2 番 2 号
氏名 契約担当官 東海農政局長 秋葉 一彦 印

買受人 住 所 ○○（都道府）県○○○市○○区○○○
氏 名 ○○ ○○ 印